

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 9 号

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則（令和 5 年四日市市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この規則において処理機とは、次の各号のいずれかに該当するもので、市長が認めたものをいう。 （1）（略） （2）生ごみ堆肥化容器 電力を用いることなく、<u>専ら</u>地中に存在する微生物の作用により、生ごみの堆肥化又は減量を行う <u>ことを目的として販売されている容器</u>（組立て式のものを含む。） （補助金の額） 第 4 条 補助金の額は、処理機の購入に要した経費の 2 分の 1 とし、<u>1 8 , 0 0 0 円</u>を限度とする。なお、補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 （略） （補助金の申請） 第 5 条 補助金の交付を受けようとする	（定義） 第 2 条 この規則において処理機とは、次の各号のいずれかに該当するもので、市長が認めたものをいう。 （1）（略） （2）生ごみ堆肥化容器 電力を用いることなく、地中に存在する微生物の作用により、生ごみの堆肥化又は減量を行う容器（組立て式のものを含む。）。 （補助金の額） 第 4 条 補助金の額は、処理機の購入に要した経費の 2 分の 1 とし、<u>1 5 , 0 0 0 円</u>を限度とする。なお、補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 （略） （補助金の申請） 第 5 条 補助金の交付を受けようとする

者（以下「申請者」という。）は、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書（第 1 号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に、購入者氏名、購入年月日、購入金額及び購入する機種が明示された領収書の写し<u>（領収書の発行ができない場合は、購入したことが確認できると市長が認めた書類）</u>並びに組み立てたことが確認できる写真（生ごみ堆肥化容器のうち組立て式のものを購入した場合に限る。）を添えて、処理機を購入した日から起算して 6 0 日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。 2 （略）	者（以下「申請者」という。）は、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書（第 1 号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に、購入者氏名、購入年月日、購入金額及び購入する機種が明示された領収書の写し並びに組み立てたことが確認できる写真（生ごみ堆肥化容器のうち組立て式のものを購入した場合に限る。）を添えて、処理機を購入した日から起算して 6 0 日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。 2 （略）
--	---

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）四日市市長

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書

四日市市生ごみ処理機購入費補助金の交付を受けたいので、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、補助金の交付が決定したときは、次の口座に振込みを依頼します。

申請者	氏名 (世帯主名)	※氏名の記載に当たっては、申請者本人の署名又は記名押印とすること。						
	住所	〒						
	電話番号							
補助金振込先	金融機関	銀行 金庫 農協 支店 支所						
	口座番号	普通・当座						
	ふりがな							
	口座名義人							
購入機器 ※どちらか一方のみ申請できます		☐ 電動式生ごみ処理機（基数： 1基まで ） ☐ 生ごみ堆肥化容器（基数： 1基 ・ 2基 ）						
メーカー名		商品名						
購入年月日	年 月 日							
購入金額	円							
交付申請額	円 （※上限18,000円）							

※交付申請額は購入金額の 2 分の 1 に相当する額で、18,000 円を上限とします。
（ただし、1,000 円未満の端数は切り捨て）
※申請期間は購入した日から 60 日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までとなります。
※生ごみ堆肥化容器を 2 基購入される場合は、申請は 1 回限りとなります。1 基目の生ごみ堆肥化容器を購入した日から起算して、60 日以内又は購入日の属する年度の末日のいずれか早い日までに 2 基分の領収書を添えて申請してください。また、2 基の合計金額の 2 分の 1（18,000 円）が上限金額となります。
※補助金対象額は処理機本体の購入に要した額であり、保証料、送料、ポイントで支払った額等は対象外です。

【添付書類】

- ・領収書の写し（世帯主氏名、購入年月日、購入金額及び購入機種が明記されたもの）
- ・＜申請者以外の口座へ振り込みを希望する場合＞ 委任状（※押印が必要）
- ・＜組み立て式生ごみ堆肥化容器を希望する場合＞ 組み立てたことが確認できる写真

第2号様式（第6条関係）

第 号

郵便番号

住 所

氏 名

様

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請については、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則第6条に基づき、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金の対象となる機種
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) この補助金によって購入した生ごみ処理機は転売、転貸しないこと。
 - (2) 生ごみ処理機を使用する際は、常に良好な状態に保持できるよう維持管理を行い、騒音、汚水、悪臭等により近隣の居住者に迷惑をかけないようにすること。
 - (3) 本補助金制度について、市から調査が行われる際は協力すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(環境部生活環境課)